

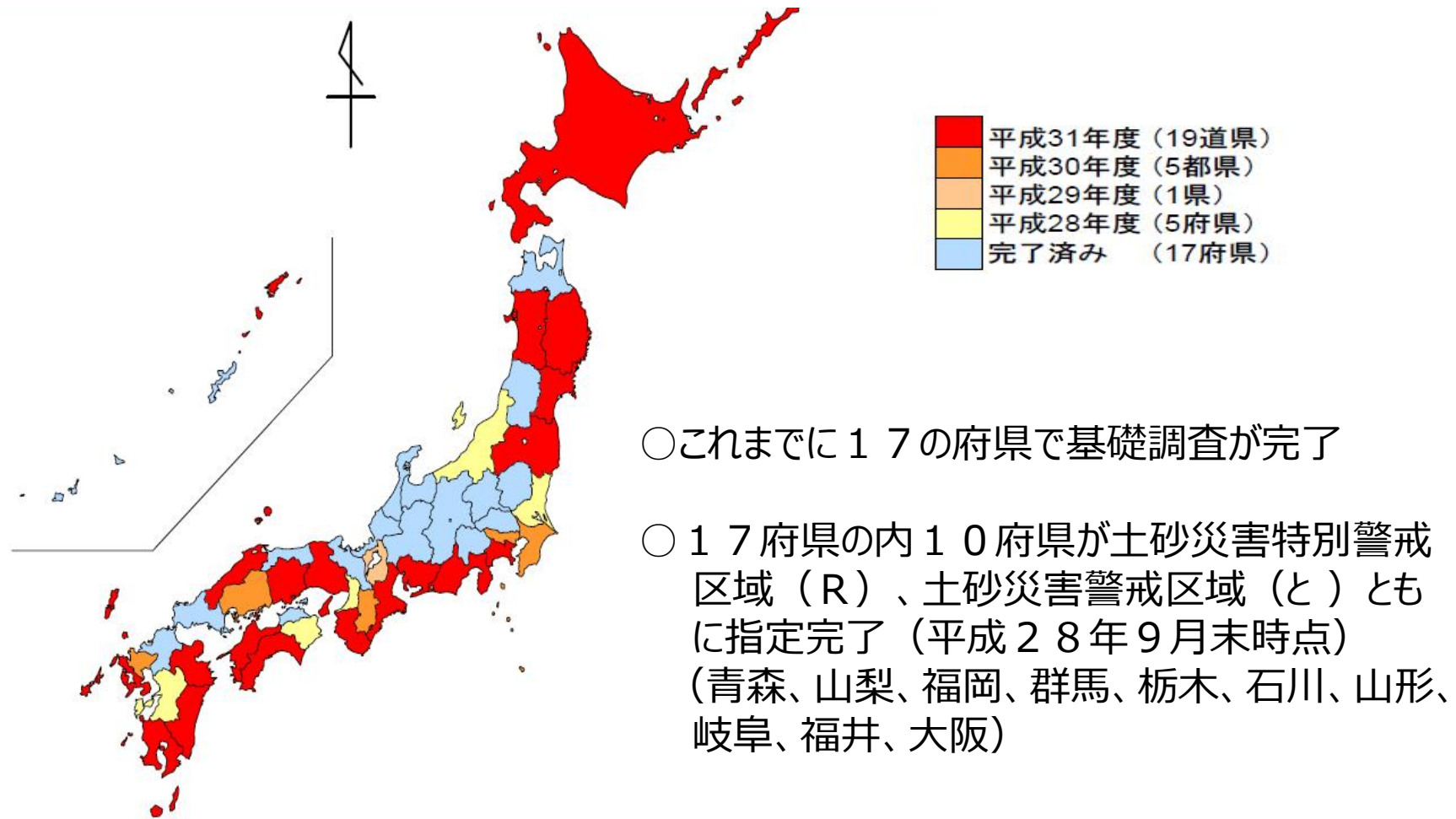
土砂災害防止法に基づく 基礎調査のフォローアップについて

2016/11/8 大阪府 都市整備部 河川室

土砂災害防止法に基づく基礎調査のフォローアップについて

全国における区域指定等の状況

○基礎調査の完了予定（国土交通省ホームページよりH28.3.31）



土砂災害防止法に基づく基礎調査のフォローアップについて

◇大阪府区域指定状況(平成28年9月15日時点)

土石流 1,815箇所 (イエロー)
うち 1,314箇所 (レッド)

急傾斜 6,514箇所 (イエロー)
うち 6,444箇所 (レッド)

地滑り 16箇所 (イエロー)
うち 0箇所 (レッド)

合計 **8,345箇所** (イエロー)
うち 7,758箇所 (レッド)

土砂災害防止法に基づく基礎調査のフォローアップについて

土砂災害防止法に基づく基礎調査のフォローアップに向けた今後の進め方（法的根拠）

○土砂災害防止法（第4条第1項）基礎調査

都道府県は、基本方針に基づき、おおむね5年ごとに、第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

○土砂災害防止対策基本方針（二 6）

2 巡目以降の基礎調査の実施

2 巡目以降の基礎調査については、おおむね5年ごとに、各区域における地形や土地利用調査の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、詳細な調査を行うものとする。

○土砂災害防止法令の解説

基礎調査の内容（法第4条第1項）抜粋

基礎調査をおおむね5年毎に実施することとしているのは、例えば、住宅の立地が新たに予想され、土砂災害警戒区域等の指定が必要となっているかどうか判断しなければならない事情が生じた場合を始めとして、土砂災害が発生して土砂の流出状況が変化した場合などに、あらためて基礎調査を実施して過去のデータを修正する必要があるためである。

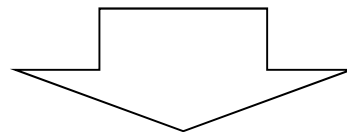
調査内容は、土砂災害の原因地も含めた地形、地質、降水等の状況、土砂災害の発生が予想される土地における土砂の予想到達範囲、警戒避難体制等である。

土砂災害防止法に基づく基礎調査のフォローアップについて

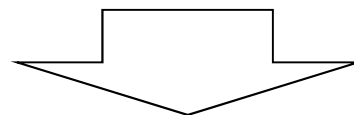
- 大阪府では、平成17年から土砂法に基づく区域指定を進め、平成28年9月15日までにすべての箇所を指定を完了。
- 土砂法第4条1項（基礎調査をおおむね5年毎に実施）に基づき、平成29年度より8,345箇所のフォローアップ（2巡目調査）を実施するため、今年度中に調査手法を決める必要がある。

◆今後の検討項目

- ①区域指定後の地形改変等、再調査対象箇所の抽出方法と調査手法について
- ②特別警戒区域(R)の範囲設定を行う際の土質定数の取扱いについて



第3回審議会の方針提案



今後のフォローアップ調査手法の決定内容を、現行マニュアルに追記し、平成29年度よりフォローアップ調査を実施する。